

令和7年度第2回

久留米市文化財保存活用地域計画協議会

- ◆ 日 時 令和8年2月19日(木) 14:00～
- ◆ 会 場 えーるピア301・302会議室

市民文化部文化財保護課

令和7年度第2回
久留米市文化財保存活用地域計画協議会

令和8年2月19日(木)
14時00分より
えーるピア301・302

次 第

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 久留米市文化財保存活用地域計画の中間見直しについて〔協議〕
- 4 筑後川遺産第3号「櫛の道」について〔報告〕
- 5 閉会

【協議】「久留米市文化財保存活用地域計画」の見直しについて

1. これまでの経過

令和8年度を始期とする「久留米未来デザイン計画2035」策定に合わせ、今年度、「久留米市文化財保存活用地域計画」の中間見直しを行うため、教育長は10月末に協議会に対して計画の見直しを諮問した。

その会議の中で、

- ① 現行の地域計画に定めている基本理念や3つの基本方針（地域との協働、保存、活用）に取り組む必要性は策定時と変わっていないこと
- ② 基本方針を実現するための具体的取組も、これまでの達成状況を踏まえたうえで継続・強化することにより、目標を達成が見込まれること

から、計画の根幹にあたる部分についてはこれを踏襲し、アクションプラン部分のみを見直すことが決定された。

2. 見直し案

協議会での決定を踏まえ、今後の計画推進を図っていくため、現計画のアクションプランを別紙「答申案」のとおり見直すこととしたい。

見直し後の実施期間については、前回の協議会での意見も踏まえ、「歴史遺産保護に関わる人材不足」と「情報発信強化」という2つの課題に優先して取り組んでいくという考えで、見直しを行った。その2つの課題に対応する項目については、令和8年度以降順次取り組んでいきたい。

また、「新たな組織や制度づくり」及び「ハード整備」等の項目については、調整等に時間を要するため、検討及び準備期間等も含めて、優先順位をつけながら、令和10年度の着手を目指して、取り組んでいきたい。

3. 特に重点的に取り組む事項

これらの課題に対しては、差しあたり、下記の施策を実施し、重点的に取り組んでいく。

(1) 歴史遺産保護に関わる人材不足への対応

○ 子ども向けワークショップの実施

主に小・中学生を対象に、久留米市内で採取された土器に実際に触れる、また市内で出土した青銅器をモデルにした鋳造や勾玉づくり、火おこしなどの体験講座の開催や、久留米市内の遺跡や歴史の紹介など、子どもたちが歴史に興味を持つきっかけづくりに貢献する。

○ 市民活動連絡会議の開催

歴史遺産の保護団体等が、自ら関わる歴史遺産の保存活用について他団体と情報交換する場を設けてその後の活動の参考とすることにより、市民主体の歴史遺産保護を図る。まずは、筑後川遺産登録団体や無形民俗文化財保護団体などの会議の開催を目指す。

○ 顕彰制度の創設

現状の市の顕彰制度を確認し、制度が形骸化しないよう注意しながら、真に価値のある業績を認め、活動のインセンティブとなりうる仕組みを検討する。

(2) 情報発信強化への対応

○ 歴史遺産関連総合情報サイトの構築

久留米市が有する原始から現代までの膨大な歴史遺産情報をデジタル化し、歴史遺産活用のあり方の1つとして電子博物館を構築して効率的な文化財の活用法を示すことにより、新たな歴史ファンの獲得を目指す。

○ 情報発信イベントの実施

発掘調査の成果を市民へ公開するための現地説明会や体験発掘を実施するとともにこれまで「有馬記念館」や「六ツ門図書館展示コーナー」などで行ってきた、文化財資料展示に加え、出土遺物などを中心に展示する考古資料展を開催するなど、市内の歴史遺産の価値や魅力について幅広い分野の情報発信を行う。

併せて、歴史遺産の保護団体等が情報交換・交流する場を創出する。

7保地協第4号
令和8年3月 日

久留米市教育委員会 教育長 殿

久留米市文化財保存活用地域計画協議会
会 長 赤 司 善 彦

久留米市文化財保存活用地域計画の中間見直しについて（答申）（案）

令和7年10月28日付7文財第1677号にて諮問された久留米市文化財保存活用地域計画の中間見直しについて、令和8年2月19日に久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員に意見を聴取した結果、委員の意見の一致を見ましたので、下記のとおり、久留米市文化財保存活用地域計画の中間見直しを答申いたします。

記

- 1 答申事項 久留米市文化財保存活用地域計画の中間見直し

VI章 歴史遺産の保存・活用に関する取組

歴史遺産の保存・活用に関する方針を実現するため、前章で示した方針に基づき、本計画期間に実施する取組を記載します。市費のほか、県や国による補助金（文化財補助金等）、地方創生推進交付金など財源とし、今後の事業進捗により必要となった新たな取組についても積極的に進めていきます。

以下に文化財保護課が進めている11事業との関り、取り組む主体、実施期間を整理し、取り組む主体は、地域（市民、地域、市民団体、事業者、関係機関）と市（久留米市）、実施期間は本計画の計画期間10年とし、初動期の4年間で前期、中期3年、後期3年として、進捗管理と見直しを図りながら進めていきます。

【文化財保護課の事業】

I 発掘調査事業	II 埋蔵文化財センター事業
III 有馬記念館活用事業	IV 歴史資料保存活用事業
V 筑後国府跡歴史公園整備事業	VI 歴史的建造物保存整備事業
VII 史跡等環境整備活用事業	VIII 歴史遺産活用事業
IX 文化財施設維持補修事業	X 文化財保護団体等育成事業
XI 坂本繁二郎生家活用事業	

1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくり

(1) 地域とともに保存・活用を進める仕組づくりに関する取組

地域との協働による歴史遺産の保存・活用の推進に向けて、所有者、市民、市民団体等の活動を把握し、所有者、市民、市民団体等への活動支援や、市民参加型の取組の推進などが考えられます。

1) 所有者、市民、市民団体等の活動把握

歴史遺産を守り伝える所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等の活動を把握します。双方向での情報把握を実現するために、定期的に聞き取りを実施することや、インターネットでの情報収集、イベント開催時の情報把握に取り組みます。把握した担い手や活動に関する情報はリスト化し、歴史遺産の保存・活用の取組に活かします。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期		
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
保存・活用の活動把握・情報収集 ・聞き取りなど情報収集による実態調査	X	○	◎										
情報交流イベントの開催 ・歴史遺産の担い手による情報交換の機会を創設	VIII	○	◎										
担い手など情報のリスト化 ・歴史遺産の担い手や活動内容のリスト化	X	—	◎										

2) 所有者、市民、市民団体等への活動支援

所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等の活動を支援します。日常的な相談や情報提供が可能なシステムの創設、地域が行う活動をバックアップする仕組みを創設し、顕彰の場を通して機運の醸成を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
相談窓口、情報提供受付システムの構築 ・窓口やホームページで情報提供を受付	VIII	—	◎											
支援制度の創設 ・地域による歴史遺産に関する調査や維持管理への技術的支援	VIII	—	◎											
顕彰制度の創設 ・継続した活動への顕彰	X	—	◎											

3) 市民参加型の取組の推進

所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等が連携し、横断的な取組が行えるように、互いの活動を話し合う場を創設することや、市民が歴史遺産の保存・活用に参加する機会を創出していきます。文化財保存活用支援団体の指定も視野に入れ、ともに歴史遺産の保存・活用に取り組む団体との協働を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
市民活動連絡会議の開催 ・保存活用連絡協議会（仮）の創設と定期的な開催	VIII	◎	◎											
市民参加型プロジェクト等、市民参加促進のための周知 ・歴史遺産の保存・活用への参加を促す機会の創設と呼びかけ	VIII	○	◎											
歴史遺産の保存・活用に関する人材配置 ・歴史遺産保護指導員の設置	VIII	○	◎											
文化財保存活用支援団体の検討 ・歴史遺産の保存・活用を行う団体の活動把握と実態調査	VIII	○	◎											

(2) 保存・活用の仕組を動かす体制づくり

歴史遺産の保存・活用を推進する体制づくりに向けて、専門的知識を有する職員の採用と配置、恒常的に専門性の向上を図ることで、歴史遺産の保存・活用をマネジメントする力を高めていきます。また、地域や民間団体、庁内関係部局との情報共有、連携した取組をすすめる、様々な補助制度等の積極的な活用に取り組むことで、体制強化を図ることが考えられます。また、歴史遺産の保存・活用を推進するための新たな制度を創出し、必要に応じて既存の条例や規則を見直すなど、円滑な推進を図ります。

1) 地域、民間団体、庁内関係部局との連携

文化財保護部局のみでなく、庁内関係部局と連携することにより、効果的・横断的な歴史遺産の保存・活用を推進します。取組にあたっては、各部局の補助制度を活用するなど効率化を進め、財源の確保にも努める必要があります。地域や民間団体との連携も進め、民間助成制度の活用も検討します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
庁内関係部局との連携 ・プロジェクトチームの編成 ・庁内検討会の開催	VII～IX	—	◎											
歴史的風致維持向上計画などの検討と作成 ・関係部局と連携した歴史遺産保存・活用に関する取組の検討	VIII	△	◎											
民間活力の活用 ・民間団体の助成制度、クラウドファンディングの活用 ・ヘリテージマネージャーの育成と活用	IV～XI	◎	◎											

2) 専門的な知識を有した職員の採用と配置、専門性の向上

歴史遺産の保存・活用を推進するために、歴史や建築、民俗など専門的知識を有した職員を採用し、配置していきます。また、歴史遺産の保存・活用をマネジメントする力を高めることにより、様々な問題へ対応していきます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
専門的な知識を有した職員の採用と配置及び専門性の向上 ・各種事業に必要な人材の継続的な配置 ・専門性を向上させる研修会の開催、参加	—	—	◎											
歴史遺産のマネジメント力の向上 ・歴史遺産の保存・活用に関する情報収集やマネジメント力を高める研修会の開催	—	—	◎											

3) 新たな制度の創出と条例・規則の見直し

歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組を円滑に動かすために、新たな制度を検討し、創出していくことも必要です。新たな制度の創出にあたっては、久留米市文化財保護条例など既存の条例や規則等を見直し、整理を行います。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期		
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
関連条例や規則の見直し ・文化財保護条例や関連規則の改正。要項の作成	—	—	◎										
新たな制度の検討と創出 ・筑後川遺産登録制度の創出 ・歴史的風致維持向上計画のなど、新たな制度導入について検討	VIII	△	◎										

(2) 歴史遺産を守り、共有する

所有者、市民、市民団体等と連携した日常的な管理、恒久的な保存のための指定・選定・登録、劣化やき損した歴史遺産の修理・復旧、保存環境の整備や防災・防犯体制の構築、伝統技術の継承支援、歴史遺産の記録保存や情報の集約などの取組が考えられます。その推進にあたっては、多分野の有識者と連携して検討を行い、適切な方法で取り組みます。

1) 所有者、市民、市民団体等との連携

歴史遺産の日常的な維持管理を図るために、所有者や市民、市民団体等との連携を深める取組を推進します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
所有者、校区コミュニティ組織との定期的な連絡 ・管理状況報告のための連絡会議の開催	Ⅷ	◎	◎	■											
校区別文化財保護指導員や文化財リーダーの配置、文化財パトロール隊の結成 ・地域によるモニタリングと結果報告	Ⅷ	◎	◎	■											

2) 歴史遺産の指定・選定・登録

歴史遺産を恒久的に守り伝えるために、調査・研究により価値が認められた歴史遺産について、国・県・市による指定や登録文化財、選定保存技術にする取組を積極的に進めていきます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
歴史遺産の指定・選定・登録の推進 ・法的措置による歴史遺産の保存・活用の推進	I・Ⅳ・Ⅵ・Ⅷ	○	◎	■											
市登録文化財制度等の検討と創設 ・筑後川遺産制度など、市独自の制度の検討と創設	Ⅷ	△	◎	■											

3) 歴史遺産の修理・保存整備

劣化や破損が見られる歴史遺産は、その価値が損なわれないように、速やかに修理・復旧を進めます。また、史跡や建造物等を守り伝えるために、修理や復旧とともに保存整備を進めます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
指定等文化財や収蔵資料の修理・修復 ・大名有馬家関連資料の修理・修復 ・毀損した指定等文化財の修理・修復	Ⅱ～Ⅳ・Ⅷ	-	◎	■											
史跡や建造物の保存整備 ・筑後国府跡や装飾古墳の保存整備 ・有馬家霊屋5棟の修理	V～Ⅷ	○	◎	■											
保存活用計画の作成 ・下馬場古墳、安国寺甕棺墓群など、国指定文化財の保存活用計画の作成	Ⅳ・Ⅵ・Ⅶ	○	◎	■											

4) 保存環境、防災・防犯体制の構築

歴史遺産を適切な環境で収蔵・保管していくために、劣化を防ぐ取組や収蔵庫の確保など、保存環境の整備に取り組みます。近年頻発する自然災害や火災、盗難、獣害などから歴史遺産を守るため、文化庁が定めた『防火対策ガイドライン』をはじめ防災、防犯に関する手引きやチェックリスト等を参照しながら、耐震・警察との連携・防災・防犯体制の確保、施設や設備の整備を進め、地域や周辺市町村、福岡県とも情報交換や連携を図っていきます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
空調・防虫施設の整った収蔵施設の確保 ・文化財収蔵施設的环境改善	IX	-	◎											
脆弱遺物や展示不可能資料の複製品の作成と公開 ・3DプリンターやVR等による複製品の作成と一般への公開	II~IV・VII	-	◎											
消防署・消防団と連携した防災訓練の実施 ・定期的な見回りと文化財防火デーにおける防災訓練の実施	IV・VI・IX	○	◎											
自然災害・人災に効果的な防災設備の充実 ・防災ネットや安全柵の設置	IX	△	◎											
消防・警察と連携した文化財防災・防犯マニュアルの作成 ・歴史遺産の防災・防犯に係る対応協議とマニュアル作成	VI・VII	○	◎											
史跡など歴史遺産の予防的な整備 ・樹木の伐採や高木の剪定 ・排水路の清掃など	V~VII	○	◎											
獣害への対応 ・イノシシやアライグマなどによる被害把握と対応	VII	○	◎											

5) 伝統技術の継承支援

建築物や工芸品、祭礼などを維持するためには、これらを支える技術や技能を受け継ぐことが不可欠です。そこで、地域に伝わる歴史遺産を守り伝えるために、歴史遺産を支える技術や技能を継承していく担い手を育成する機会を設ける取組を行います。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
技術講習会の開催 ・技術継承を考えるワークショップの企画と開催	X	◎	◎											
技術の披露・継承機会の創出と体験型企画の開催 ・職場体験や実技を体験する機会の創出	VIII・X	◎	◎											
技術保持者（団体）のリスト化 ・伝統技術の保持者や団体を台帳化し継承支援に活用	VIII・X	◎	◎											

6) 歴史遺産の情報集約と公開

地域に伝わる歴史遺産の記録を保存するために、地域や多分野の有識者と連携して情報の集約を進め、データベースの作成を進めることで歴史遺産の現状を情報化し、広く公開します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
無形民俗、技術などの記録保存 ・調査票や記録映像による記録保存の実施	VIII・X	◎	◎											
地域や有識者との連携による歴史遺産の調査 ・地域との連携による校区を単位とした歴史遺産の調査を実施	I~IV・VI・VII	◎	◎											
情報集約方法の構築と運用 ・調査体制の構築と調査の実施	VIII	○	◎											
歴史遺産のリスト、データベースの作成と公開 ・歴史遺産に係る情報のデータベース化と公開	I~IV・VII	○	◎											